

長与町長 様

暴力団排除に係る誓約書

私たちは、長与町結婚祝金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。
また、必要に応じて、長崎県警察本部に照会することについて同意します。

1. 私たちは、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - (3) 前2号と密接な関係を有する者その他町長が認めるもの
2. 暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに町に報告するとともに、警察に通報します。

※長与町では、長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）及び長与町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

(夫) 氏 名 ⑩

(妻) 氏 名 ⑩

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）（平成三年五月十五日法律第七十七号）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。

四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。

五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。

八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。